

ASKレポート

2015年1月26日(月)
担当：MS事業部 三宮

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル1F
ASK 税理士法人 TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

最高の経営者は 税務・法務の参謀をもつ

はじめに

先日、「企業が選ぶ弁護士ランキング」税務部門第一位を取った、税務訴訟で有名な鳥飼重和先生の講演を聴きに行きました。

さすがに弁護士だけあって、法務の切り口から我々税理士にも大変ためになるキーワードをいくつか聴けたので本当に有意義な講演会でした。

昨日の専門家より明日の専門家

グローバル経済が加速し、今までやってきたことが通用しなくなっている現在、我々士業の取り巻く環境も激変しています。

例えば、今若い弁護士は、就職に着けずに苦しい状況に陥っています。そこで、彼らは、税務の分野に視野を広げようとしています。法務に弱い税理士の隙について損害賠償請求を企業に提案して報酬を得ているのです。

裁判所も変化しています。昔は、慣行で決められていた判決も、今の若い裁判官は、法律に完全に従うような判決を出しています。

このような流れの中、我々税理士も昔は慣行でなんとなく通っていたものが通用しなくなってきました。税理士は、法律家でなければなりません。昨日までのやり方は捨て、本当に企業に役

に立つ明日の専門家にならなければなりません。

法律家は実態に基づいた証拠を作ること

我々税理士は、税法の法律家です。法律家の真髄は、実態に基づく証拠を常に用意しておくことです。

例えば、債権が回収できずに貸倒損失を当期に計上したい場合、通達では、損失計上を1年間待たなければなりません。しかし、実際は、回収可能性がゼロならば当期の損失として認められます。そこで債権回収業者に見積もりを出してもらい、その債権回収業者が引き受けてくれれば問題ないですし、回収不可能という判断ならば債権回収のプロでさえも匙を投げた債権なので問題なく貸倒損失を計上すれば良いのです。

このように我々法律家は、実態を法律に落とし込むことができなければならないのです。

すべてはコミュニケーション

弁護士が出ていく司法の場面は、もうすでに法律が舞台となっています。そこには、0か1かの判断しかありません。

しかし、我々税理士は、行政の段階です。法律は守らなければならないものですが、行政は現場です。杓子定規の法律の適用が、実態と合わない場面が必ず出てきます。そこで、法律と実態のかい離を埋めるのが我々税理士の仕事なのです。

そのためには、行政とのコミュニケーションが重要なのです。何か問題が起こったらまずは、お互いが話し合うことが一番なのです。